

質 問 回 答 書

業務名：小田原市放課後児童クラブ運営業務委託（前羽小学校区放課後児童クラブ）

令和5年4月28日

No.	該当箇所	質問事項	回答
1	仕様書6頁 2-2 開所日及び開所時間	学校休業日以外の開所時間は、放課後から午後7時までとあるが、人件費の算出に勤務時間数が必要なため、月平均あるいは年平均の勤務時間の提示は可能か？	年間開所時間の実績であれば提示可能です。 なお、令和3年度は1,771時間、令和4年度は1,741時間です。
2	仕様書6頁 2-2 開所日及び開所時間	学校休業日の開所において、子どもは弁当持参により、昼食をとることが前提か？その場合、温度管理できる機器を用意するのか。	学校休業日等の給食がない日については、児童が弁当を持参します。弁当の管理は児童が行いますので、温度管理できる機器の用意は不要です。
3	仕様書7頁 2-5(2)イ 年間・月間指導計画書	指導計画書の目標は、子ども毎の目標ではなく、放課後児童クラブとして達成すべき目標という理解でよろしいか？	お見込みのとおりです。
4	仕様書8頁 2-5(2)オ 放課後子ども教室との連携	前羽小学校の放課後子ども教室の活動日は、どのくらいか。スタッフの確保等主体的に市に協力とあるが、協力に必要な費用は、事業者が負担するのか。	前羽小学校の放課後子ども教室は、毎週水曜日の開催を予定しています(令和5年度は6月上旬から開催予定。)。ここで想定している協力は、スタッフの紹介や、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携、イベントの合同開催等であり、別に費用が必要となる想定はしておりません。
5	仕様書11頁 2-7 放課後児童支援員等処遇改善事業	月額9,000円は、1か月の常勤者への改善額と仮定した場合、非常勤の勤務者においては、1か月の勤務時間の割合を考慮し、改善額を反映すればよいのか。	お見込みのとおりです。 詳細は、参考1及び参考2を参照してください。
6	実施要領6頁 9(2) 事業概要書の添付資料②	課税売上高が1千万円以下で、消費税及び地方消費税の免税事業者の場合、法人税の納税証明書の提出だけでよいのか。	法人税の納税証明書の他、消費税及び地方消費税の未納の税額がないことが分かる証明書も提出願います。